

## 隣保事業等の歴史にかかる訂正

前回の審議会（令和3年12月20日開催）の議題「隣保事業等の歴史について」において、ご指摘をいただきましたことについて、下記のとおり、訂正および補足を申し上げます。

### 記

#### ◆訂正・補足箇所

- ・対象資料…隣保事業の歴史および隣保館の役割等について
- ・該当箇所…「2 現在の隣保事業」でご説明させていただきました内容

#### ◆訂正・補足内容

前回の審議会資料8頁では、「1997（平成9）年3月まで特別法のもとで特別対策として隣保館を運営」という説明になっておりましたが、「その後、5年の経過措置により継続されたことから、2002（平成14）年3月まで特別対策として隣保事業を運営」を追記いたします。